

「透析再開」確認不十分

死亡女性 都認定、福生病院指導へ

公立福生病院(東京都福生市)の人工透析治療を巡る問題で、透析治療をやめる選択肢を外科医(50)から提示されて亡くなった女性(当時44歳)について、都が実施した立ち入り検査の結果が判明した。都は、女性が何度も治療中止を撤回したと訴えたにもかかわらず、外科医は治療再開の要請を聞き入れなかったと認定。「女性の意思確認が不十分だった」と判断した。適切な医療の実施を定める

の選択肢を示されて意思確認書に署名した8月9日、決定を撤回できる点を外科医が説明していなかったことが判明。女性は入院後、苦痛のために従来の決定を変更し、「何度も治療中止を撤回したいと訴えた」と認定した。

も確認した。夫によると、女性は過去、自殺願望のある抑うつ性神経症と診断され、自殺未遂が3回あった。都は情報を分析すれば精神科連院歴を容易に把握できたはずなのに、外科医らは治療中止の意思を確認した際、病歴を見落としたりと認定した。

医療法は医療従事者に対して適切な医療を行うよう規定。特に、医療の選択を患者が適切に行うことができるよう正確な情報を提供し、患者や家族の相談に応じることを求めている。女性以外に治療中止を選んで死亡した3人や、最初から治療しない「非導入」を選んで死亡した17人についても、都は事実関係の確認を急いでいる。

「(当時44歳)について、都が実施した立ち入り検査の結果が判明した。都は、女性が何度も治療中止を撤回したと訴えたにもかかわらず、外科医は治療再開の要請を聞き入れなかったと認定。」「女性の意思確認が不十分だった」と判断した。適切な医療の実施を定める

主張を否定したうえで、治療義務はあったと結論づけた。女性は昨年8月9日、「死に直結する」という説明とともに透析治療をやめる選択肢を外科医から示され、いったんは治療中止を選択して帰宅。その後、14日に入院し、16日に亡くなった。

関係者によると、都は病院からカルテなど関連資料の提出を受けて分析し、外科医らが事情を聴いた。その結果、女性が治療中止

【斎藤義彦、矢澤秀範】